

## 令和5年 1月 防火地域、準防火地域

1. 外壁ガラス耐火構造、隣地境界線に防火設けこながたす  
法63条

2. 高さ1.5mの看板、屋上に設けたものは主要部分を不燃材料で造り又は覆わらかばならない。  
法64条 防火地域内における看板及、広告塔、装飾塔  
・屋上に設けたもの  
・高さ3mを超過するもの

3. 防火地域、準防火地域にわたる建築物（防火壁で区画せらるる）、地上3階建事務所  
耐火建築物、準耐火建築物、同等の延焼防止時間  
法65条2項 全部に亘る防火地域の規定を適用（防火壁で区画せらるる場合の準防火）  
令136条の2

一号 防火地域内、階数3以上 延べ面積100m <sup>2</sup> 超	1 耐火建築物 □ 同等の延焼防止時間 → X
準防火地域内、地階2除く階数4以上 延べ面積150m <sup>2</sup> 超	2 耐火建築物 □ 同等の延焼防止時間 → X

4. 防火地域内、自動車车库の用途用施設の建築物の在り、又は準耐火構造又は不燃材料  
法84条の2 政令で定める簡易な建築物 制限緩和  
令136条の9  
一号 いわゆる山手に該当し、階数1、床面積300m<sup>2</sup>以内で「簡易な簡易建築物」  
令136条の10  
一号 主要構造部でみる在りが次の基準に適合  
1 防火地域： 準耐火構造、又は不燃材料

## 令和4年 1月

1. 防火地域内、延べ面積120m<sup>2</sup> 平家式診療所 耐火建築物又は同等の延焼防止時間  
令136条の2

一号 防火地域内（階数3以上 延べ面積100m <sup>2</sup> 超）	1 耐火建築物 □ 同等の延焼防止時間 → O
--	----------------------------

2. 防火地域外、建築物に附屬又は接、高さ2m超 延焼防止上支障のない構造  
令136条の2  
五号 高さ2m超のものは本席で防火地域内の建築物に附属

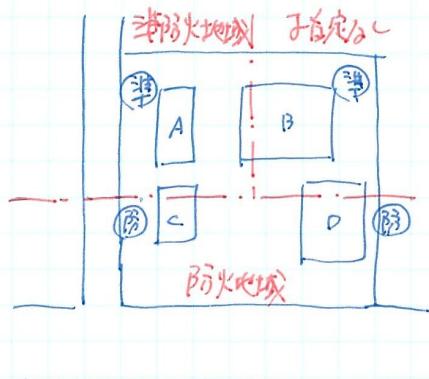
3. 準防火地域内 延べ面積180m<sup>2</sup> 地上3階一戸建て 耐火建築物もしくは準耐火建築物又は  
令136条の2  
二号 準防火地域内 地階2除く階数3、延べ面積(500m<sup>2</sup>以下  
" " " " 500m<sup>2</sup>超1000m<sup>2</sup>以下)

1 準耐火建築物 □ 同等の延焼防止時間	O
-------------------------	---

4. 準防火地域内 延べ面積(200m<sup>2</sup> 地上2階建倉庫 耐火建築物又は同等の延焼防止時間  
法27条 法別表1 (イ)(ア)3階以上500m<sup>2</sup>以上 → 耐火建築物等  
(イ) 1500m<sup>2</sup>以上 → 耐火又は準耐火

二号 準防火地域内 地階2除く階数2延べ面積500m <sup>2</sup> 超、1500m <sup>2</sup> 以下 1 準耐火建築物 □ 同等の延焼防止時間	→ X
--	-----

令和3年No.19



A: 遠べ面積600m<sup>2</sup>以上3階建事務所 耐火建築物又は同様の延焼防止  
 全136条の2 = ② 階数3以上1500m<sup>2</sup>以下 → 1又は〇 ↑  
 耐火、同様の延焼防止

B: 遠べ面積2000m<sup>2</sup>以上4階建事務所 耐火建築物、同様の延焼防止  
 全136条の2-3 ② 階数4以上1500m<sup>2</sup>超 → 1又〇 ↑  
 耐火、同様の延焼防止

C: 遠べ面積80m<sup>2</sup>地上2階建事務所 耐火、準耐火、同様の延焼防止  
 全136条の2 = ③ 防 階数2以下遠べ面積100m<sup>2</sup>以下 → 1又〇 ↑  
 耐火、延焼防止

D: 遠べ面積120m<sup>2</sup>平家建て自動車庫 耐火建築物、同様の延焼防止  
 全136条の2-3 ② 階数3以上もしくは遠べ面積100m<sup>2</sup>超 → 1又〇 ↑  
 耐火、延焼防止

令和2年No.18

1. 準防火地域、遠べ面積400m<sup>2</sup>平家建て事務所 耐火もしくは準耐火又は同様の延焼防止専用  
 全136条の2  
 三号(準) 階数2以下遠べ面積500m<sup>2</sup>以下(不道) ① 全108条各全 防火構造 ] ↑  
 四号(準)

20分以内 防火設備  
 同様の延焼防止専用  
 (非木造) ① 20分以内 防火設備  
 同様の延焼防止専用

2. 防火地域 遠べ面積80m<sup>2</sup>地上2階建一戸建 耐火もしくは準耐火又は同様の延焼防止専用  
 全136条の2  
 二号(準) 2階以下遠べ面積100m<sup>2</sup>以下 1又は〇 ↑  
 耐火又は同様の延焼防止専用

3. 防火地域内 高さ2m 屋上塔 屋上に設ける 不燃材料  
 法64条 屋上に設けるもの又は ) ————— ↑  
 高さ3m 超

4. 防火地域と指定土地の区域における場合 防火壁で区画せしむる部分 防火地域の規定は適用  
 法65条